



平成28年5月10日

九州地方整備局

武雄河川事務所

堤防の刈草を無料で提供します。

武雄河川事務所では、堤防点検・環境保全・防犯・河川利用などの面から、嘉瀬川・六角川・松浦川の管理区間において堤防の除草を行っています。

この除草で大量の刈草が発生しますが、家畜の飼料や堆肥などに有効利用できることから、昨年度は全体の約73%を希望者に提供しました。残った刈草は処理場や現地で焼却処分しておりますが、今年も資源の有効利用や環境保全の面からも刈草の有効利用を進めていく予定です。

そのため、今年も昨年同様に家畜の飼料や堆肥への活用など、刈草の有効利用を希望される方に無料で刈草を提供いたします。

なお、申し込みの際には以下の4点をご了解下さい。

- ①提供できる時期は5月頃～12月頃です。
- ②転売目的での引取はお断りします。
- ③希望者多数の場合、ご希望に添えないこともあります。
- ④刈草の使用に関しては、全て自己責任でお願いします。

申し込み〆切：平成28年11月30日（水）

詳細については下記の問い合わせ先までご連絡ください。

刈草の引き取りに関するお問い合わせ：

朝日出張所（六角川）	0954-22-3014
牛津出張所（牛津川）	0952-66-0315
松浦川出張所（松浦川・徳須恵川・厳木川）	0955-77-1735
嘉瀬川出張所（嘉瀬川）	0952-68-2362
施設管理課（巨勢川調整池）	0952-41-8801
厳木ダム管理支所（厳木ダム周辺）	0955-63-2500

記者発表に関するお問い合わせ：国土交通省 武雄河川事務所 管理第一課長 宮原

住所 〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和745

電話 (0954) 23-7934

FAX (0954) 23-5177

刈草を使ってみませんか？

武雄河川事務所では年2回、嘉瀬川・六角川・松浦川の堤防の除草を行っています。この除草では大量の刈草が発生しますが、CO₂低減のため、野焼きを減らしリサイクル処分を進めています。

今年度も、敷きわらや堆肥などに有効利用していただける方に無料で刈草を提供いたします。



～刈草を使用された方の感想～



畑の敷き草に利用するとそのまま堆肥になるのでムダがないですね



◆刈草の発生する時期

- ① 5月～ 7月
- ② 10月～12月

◆発生量

嘉瀬川：約 900トン
六角川：約2,600トン
松浦川：約1,400トン

◆主な用途

堆肥、畑の敷きわら、家畜の飼料など

昨年度は皆様のご協力により、**約73%**の刈草を引き取っていただきました。

◆注意点

- ①提供できる時期は5月頃～12月頃です。
- ②転売目的での引取はお断りします。
- ③希望者多数の場合、ご希望に添えないこともあります。
- ④刈草の使用に関しては、全て自己責任でお願いします。

申し込み×切：平成28年11月30日

詳しいお問い合わせはこちらまで・・・

国土交通省 武雄河川事務所

- ◆六角川のことは
- ◆牛津川のことは
- ◆松浦川・徳須恵川・巖木川のことは
- ◆嘉瀬川のことは
- ◆巨勢川調整池のことは
- ◆巖木ダム周辺のことは

朝日出張所	(0954)22-3014
牛津出張所	(0952)66-0315
松浦川出張所	(0955)77-1735
嘉瀬川出張所	(0952)68-2362
施設管理課	(0952)41-8801
巖木ダム管理支所	(0955)63-2500